

春日井市と株式会社バローホールディングスとの
包括的な連携と協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携と協力により、行政及び地域の課題解決に取り組み、地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
- 子育て支援・教育の推進に関すること。
 - 地域福祉の充実に関すること。
 - 健康増進・食育の推進に関すること。
 - スポーツの振興に関すること。
 - 環境保全の推進に関すること。
 - その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること。
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（活動内容及び両者の役割）

第3条 前条各号の具体的な活動内容及び甲乙それぞれの具体的な役割については、甲乙両者の協議に基づき、別途、書面により定めるものとする。

（法的性質）

第4条 甲と乙は、第2条及び第3条が甲乙間の具体的な取引や法的義務を生じさせるものではないことを確認する。

（報道発表等）

第5条 本協定に関する報道機関向けの発表、地域住民への広報活動等は、その日時、方法等について甲乙両者の協議の上、協力して行うものとする。

（費用負担）

第6条 本協定に基づく甲の要請に従い乙が行った活動により、乙が支出した人件費以外の費用（交通費、備品購入費等を含むが、これらに限らない。）は、原則として甲の負担とする。ただし、甲乙間で別途、合意した場合にはこの限りでない。

（秘密保持）

第7条 甲と乙は、相手方が秘密であることを明示の上で開示した資料を本協定上の活動の遂行のためにのみ使用するものとし、これを秘密として厳重に管理し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（法令等の遵守）

第8条 活動を行うにあたり、甲と乙は、関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で誠実に協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

石黒 直樹

乙 岐阜県恵那市大井町180番地の1
株式会社バローホールディングス
代表者 取締役社長

小池 孝幸